

業側“産別最低賃金の統一回答を拒否” 組合側“48時間ストライキで抗議”



19春闘は、より良い“魅力ある港湾労働”を目指して交渉を開始したが、中央港湾団交を第5回、第6回と重ねても、業側が終始一貫して産別最低賃金の回答は独禁法に抵触する恐れがあるとして、回答拒否を続けた。それに対して組合側は、中央労働委員会あっせんを受け、業側に再三再度、賃金回答に応じるよう求め続けた。しかし、業側の態度に変化は見られなかった。

そのため、全国港湾は日曜日毎の就労拒否・荷役拒否行動を実施、4月14日、15日には連続して48時間のストライキを実施した。全港湾の組合員は約3000名がストライキ決行となった。4月16日には全国港湾・港運同盟が国交省内において記者会見を行い広く窮状を訴えるに至った。その模様はNHK等で広く報道された。4月17日には、更なる上乘せ行動として、ゴールデンウィーク期間中（4月28日から5月6日の9日間）の就労拒否・荷役拒否行動を実施するかどうかについての検討が行われたが、結論は4月24日の会議まで持ち越しとなった。

今後、19港湾春闘がどんな展開になっていくか見通しが立っていないが、中央港湾団交での交渉、港湾産別協定、産別賃金は港湾労働者の根幹中の根幹であり、絶対に譲れないたたかいであることだけは間違いがない。例え闘争が長期化することがあったとしても港湾労働者の誇りをかけてたたかいていこう！



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



中央労働委員会 あっせん案

団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書（平成30年2月15日）」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。

全国港湾労働組合連合会と港湾の業界団体である日本港運協会との間で毎年団体交渉がおこなわれているが、近年、業界団体が産別最低賃金の交渉が独占禁止法に抵触するおそれがあるとして産別最低賃金などの回答を一切拒否してきた。組合側より労働組合との交渉が独禁法に該当することはないと関係法令を紹介しながら説明を繰り返してきたが、業側は「おそれる使用者の行為は、公正取引委員会あっせん案を受諾するよう業界団体に

「あっせん案は、二〇一九年二月十五日、以下の内容のあっせん案を提示した。その内容は、団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること」というもの。

組合側はこのあっせん案に従い、団体交渉において賃金回答をおこなうよう、あっせん案を受諾するよう業界団体に

中央労働委員会あっせん案を
業側受諾せず
産別賃金交渉の正常化を訴え
一九春闘をたたかう



(片柳悦正)

である日本港運協会に理解を求めてきたわけであるが、業界団体は、四月九日、中央労働委員会あっせん案の場においてあっせん案は受諾できないとしてきた。日本港運協会との態度は、極めて遺憾と言わざるを得ない。